

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局穀物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 麦芽 <制度名> 関税割当制度										
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項：関税暫定措置法第2条第1項 ○具体的な内容：「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。										
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額	
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠				
1107.10	011	いってないもの （泥炭でくん蒸 したもの）	25 円 /kg	無税	無税	（同左）	（同左）	（同左）	21.30 円 /kg	△26 百万円	－ 百万円	
1107.10	021	いってないもの （その他のもの）	25 円 /kg	無税	無税	（同左）	（同左）	（同左）	21.30 円 /kg	△1,301 百万円	－ 百万円	
1107.20	010	いったもの	25 円 /kg	無税	無税	（同左）	（同左）	（同左）	21.30 円 /kg	△34 百万円	－ 百万円	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行日 令和9年4月1日 ○適用期間 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。										
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 麦芽の原料であるビール用二条大麦（以下「ビール大麦」という）は、小麦と比べて収穫期が早いことから、水稻等との二毛作や作期の分散による経営規模の拡大が可能であり、農家経営の安定や水田等の土地利用の向上を図る上で重要な作物である。 また、ビール大麦はビール会社との播種前契約によって、栃木、佐賀、群馬、北海道といった特定の優良産地で栽培されており、これらの産地では地域経済を支える重要な役割を果たしている。 一方、諸外国との生産コスト等の格差から生じる不利によって、現在においても国産麦芽は輸入品に比べて3～4倍程度高額であり、品質面での差別化も困難であることから、輸入品に対抗できる競争力を有していない。 このため、国内のビール大麦生産者の保護を図るとともに、国内のビール、ウイ										

スキー製造業者等（以下「ビール等製造業者」という）の安価な輸入原料の調達を確保する観点から、国内需要見込量のうち国産では供給できない数量のみを無税の関税割当枠として設定し、これを超える数量については枠外税率（21.3 円/kg）を適用することにより、安価な輸入品の無秩序な流入を防止している。

(2) 輸入状況等

麦芽（1107.10-011、1107.10-021、1107.20-010）（単位：トン、百万円）

年 度 国 名	令和 5		6		7	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
カナダ	112,342	13,343	123,768	12,993	119,600	11,437
豪州	83,930	7,625	85,808	8,426	103,088	9,295
フランス	72,268	8,594	75,331	7,772	66,280	6,615
計(含その他)	449,868	54,040	464,056	52,353	459,797	47,799

(3) 国際市況等

主要貿易相手国と全世界からの輸入単価（単位：円）

国名	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
カナダ	120	105	96
豪州	90	98	90
英国	155	153	139
フランス	118	103	100
ドイツ	125	122	114
合計	121	113	104

注：「合計」は上記 5 か国以外を含めて算出

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

経済連携協定の譲許状況は以下のとおり。

	税 番	関税率 (令和 8 年 7 月現在)
CPTPP	1107.10-019 (泥炭くん蒸したもの)	段階的に 11 年目(2028 年)に関税撤廃 (21.30 円/kg→無税)
	1107.10-029 (いっていないもの)	カナダ:89,000 トン(即時) 枠内税率(共通):21.30 円/kg→無税(即時)
	1107.20-020 (いったもの)	豪州:3,000 トン(即時) カナダ:4,000 トン(即時)

			枠内税率(共通):21.30 円/kg→無税(即時)
	日EU	1107.10-019 (泥炭くん蒸したもの) 1107.10-029、1107.20-020 (いっていないもの) (いったもの)	段階的に11年目(2028年)に関税撤廃 (21.30 円/kg→無税) 185,700 トン(即時) 枠内税率(共通):21.30 円/kg→無税(即時)
	日米	1107.10-019 (泥炭くん蒸したもの) 1107.10-029 (いっていないもの) 1107.20-020 (いったもの)	枠外税率の維持(21.30 円/kg) 22,400 トン→32,000 トン(5年目(2023年)) 枠内税率(共通):21.30 円/kg→無税(即時) 735 トン→1,050 トン(10年目(2028年)) 枠内税率(共通):21.30 円/kg→無税(即時)
	日豪	1107.10-029 (いっていないもの)	8,600 トン→86,000 トン(11年目(2024年)) 枠内税率(共通):21.30 円/kg→無税(即時)
② 問題点 国産品は輸入品に比べて3～4倍程度高値であり、輸入品に対抗できる競争力を有していないため、関税割当制度の延長がなされない場合、安価な輸入品の無秩序な流入により、国内のビール大麦生産者の保護を図ることが困難になる。			
改正の必要性と目的達成の見通し	① 改正の目的(政策の達成目標) 補助金等の財政負担を生じることなく、輸入品の無秩序な流入を防止し、国内ビール大麦生産者を保護する一方、国内ビール等製造業者の安価な原料調達を確保するため。 ② 改正の方向性 補助金等の財政負担を生じることなく、輸入品の無秩序な流入を防止し、国内ビール大麦生産者を保護する一方、国内ビール等製造業者の安価な原料調達を確保するためには、本制度の継続が最も効果的でかつ効率的である。		

	③ 改正目的達成予定時期 国内で生産されているビール大麦の生産性及び品質の向上が図られ、国産ビール大麦を原料として生産される国産麦芽が、安価な輸入麦芽と対抗しうる十分な競争力を確保するまで本制度を継続する必要がある。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響 国内のビール等製造業者の安価な原料調達を確保する一方、輸入品の無秩序な乱入を防止し、国内のビール大麦生産者を保護している。 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 本制度を通じ、ビール等製造業者の安価な原料調達を確保することで、国内産ビールなどを安価に購入することができる。 (3) その他の効果・影響 特記事項なし。 ② 改正の妥当性 本制度により、補助金等の財政負担を生じることなく、国内ビール大麦生産者の保護と国内ビール等製造業者の安価な原料調達を確保できることから、本制度の継続が適当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 農林水産省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、農林水産省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、麦芽に係る関税割当制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第2条第2項において「国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない」とされている。ビール大麦

	を含む麦類は、食料・農業生産上で重要な基幹作物であることから、本要望（暫定税率の維持）により安価な輸入品の無秩序な流入の防止により国内ビール大麦生産者の保護に資する。 ④ 関連措置 国内ビール大麦の品質の向上等に資する産地の生産性向上等に必要な機械・施設の導入等を支援。 ア 国産小麦・大豆供給力強化総合対策 （令和 7 年度補正予算・令和 8 年度予算額 5,044 百万円） 麦・大豆の生産性向上や増産により国産シェアを拡大するため、麦の生産性向上を目指す産地が実施する施肥・防除体系の構築等を支援。 イ 強い農業づくり総合支援交付金 （令和 8 年度予算額 12,013 百万円の内数） ウ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 （令和 7 年度補正予算・令和 8 年度予算額 83,422 百万円の内数） エ 産地生産基盤パワーアップ事業 （令和 7 年度補正予算額 8,000 百万円の内数） 産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する乾燥調製施設の導入、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備、国産麦・大豆の利用拡大に向けた食品加工施設の整備等を支援。
--	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	麦芽の関税割当制度は昭和 49 年の導入以降、現在まで延長されている。
措置による効果	関税割当制度の延長により国内ビール大麦の生産が維持されているとともに、ビール製造業者等の安価な輸入原料の確保も図られている。